

桑名市における 「地域包括ケアシステム」の取組みと 「地域包括支援センターの機能強化」に向けた 取組について



本物力こそ桑名力

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではの
たくさんの“本物”を見つけ出し、
磨き上げ、より素晴らしいものにしていく
力を「本物力」と名付けました。
木曾三川が流れ込む桑名を
桑名城の形状であった扇の要と見立てた
イメージ等を桑名のイニシャルである
「K」のマークで表現しました。

「桑名市」を紹介します①

旧東海道伊勢国一の鳥居
「七里の渡跡」



「その手は桑名の焼き蛤」



「なばな」



全国アミューズメントパーク
入場者数第3位
「ナガシマリゾート」



旧東海道42番目の
宿場町桑名の銘菓
「安永餅」



全国で3路線のみのナローゲージ
「北勢線」

名古屋駅より、JR関西本線・近鉄名古屋線で約25分、
東名阪自動車道経由で約30分。
中部国際空港より、伊勢湾岸道経由で約1時間。



お伊勢参らばお多度もかけよ、
お多度かけねば片参り
「多度大社」



鹿鳴館で有名な
ジョサイア・コンドルの設計による
山林王・諸戸家の邸宅「六華苑」



人馬一体となって
絶壁を駆け上がる
「多度上げ馬神事」



日本一やかましい祭
「桑名 石取祭」

「桑名市」を紹介します②

「2016年ジュニア・サミットin三重」が桑名市で開催されました！！

ジュニア・サミットとは、サミットに附帯して、G7各国(日本、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカ)を中心とする世界中の中高生が世界の問題について話し合う国際交流事業です。

貧困や気候変動など、若い世代にかかわる問題の解決のための提言を行います。

なお、ジュニア・サミットが日本で開催されるのは、2008年の北海道千歳市に次いで2回目となります。



4月22日から4月28日まで開催
(ナガシマリゾートにて)



2日目「クワナナイト」での「くわな石取祭」体験の様子(なばなの里にて)

「桑名市」を紹介します③

「くわな石取祭」がユネスコ無形文化遺産に登録されました！！



ユネスコ無形文化遺産登録決定の様子
(桑名市石取会館にて)

石取祭は、江戸時代初期に始まったといわれ、桑名城下の町人や藩士が楽しみにしていた初夏の祭りです。平成19年3月に国指定重要無形民俗文化財となりました。

祭車と呼ばれる山車は、43台あり、これほどの山車が一堂に会する祭りは全国的にも非常に珍しく、国指定重要無形民俗文化財のなかでは日本最多を誇ります。



鉦や太鼓を打ち鳴らし、「日本一やかましい祭り」と言われています(春日神社桜門前にて)

「桑名市」を紹介します④



日本酒

細川酒造 株式会社



牛肉

株式会社 柿安本店

蛤



株式会社 マルヨシ水産

桑名市のふるさと応援寄付
(ふるさと納税)



<http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/24,24895,227,363,html>

※画像は一例です他にもいろいろなものがあります。



桑原鋳工 株式会社

ナガシマ
リゾート



長島観光開発 株式会社

はちみつ



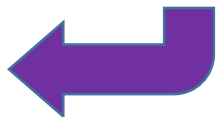
株式会社 館養蜂場本店

鋳物

「桑名」市政の特徴



桑名ブランドロゴマーク



桑名ブランドキャッチフレーズ

他ではまねできない、桑名ならではのたくさんの“本物”を見つけ出し、磨き上げ、より素晴らしいものにしていく力を「本物力」と名付けました。
木曾三川が流れ込む桑名を桑名城の形状であった扇の要と見立てたイメージ等を桑名のイニシャルである「K」のマークで表現しました。

本物力こそ桑名力

○桑名市の将来像を実現するための7つのビジョン

- 1 中央集権型から全員参加型の市政に
- 2 命を守ることが最優先
- 3 こどもを3人育てられるまち
- 4 世界に向けて開かれたまち
- 5 地理的優位性を活かした元気なまち
- 6 桑名をまちごと「ブランド」に
- 7 納税者の視点で次の世代に責任ある財政に

桑名市の概要

H16.12 旧桑名市、旧多度町、旧長島町が合併し、現在の桑名市が誕生

◆面積 136.68km²
東西 16.50km
南北 17.75km

◆日常生活圏域
6圏域(東・西・南・北・多度・長島)

◆人口 142,951人
男 70,534人
女 72,417人

◆地域包括支援センター
6箇所(直営1、委託5)
H29.4 基幹型1、委託5(+ブランチ型1)

◆高齢者人口 35,851人
高齢化率 25.08%

(H29.3.31現在)

◆要介護・要支援認定率 14.09%
(介護保険事業状況報告)



1 地域包括ケア計画策定の経緯

計画策定までの経緯

平成25年 4月 新たに副市長を厚生労働省から招聘

※地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を開始。総合事業を27年度から開始する方針明確化。
桑名市の現状把握のため、現場主義を徹底。地域課題の分析と地域資源の把握を始める。

平成25年12月 桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例制定

※事業計画策定委員会を廃止し、全国的に例のない「条例」による協議会設置。
協議会事務局を部内横断的に構成したうえ、社協、委託包括職員も含めた。

平成26年 1月 第1回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会開催

※地域包括ケアシステム構築に向け、各分野における地域の関係者がそれぞれの立場で果たすべきそれぞれの役割について、桑名市としての期待を明確にした上で、意見を交換。
平成27年2月までの間に12回の協議会を開催

平成26年 7月 総合事業開始に向け本格的に検討開始

※総合事業ガイドライン(案)が公表される。庁内で各事業(サービス)ごとにチーム制で個別調整を行い、全体調整の中で、サービス単価、見込み量、予算総枠の検討を行なう。

平成27年 2月 桑名市地域包括ケア計画(案)公表・パブリックコメント募集

平成27年 3月 事業者向け総合事業に関する説明会を開催

平成27年 3月 桑名市地域包括ケア計画～第6期介護保険事業計画～策定

【参考2】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局名簿

(平成29年4月1日)

◎黒田	由美子	保健福祉部長
○近藤	正	保健福祉部次長兼福祉総務課長
	栗田 義久	福祉総務課政策監
	梅山 靖洋	福祉総務課主幹
	宇佐美亮二	介護高齢課長
	森 浩木	保険年金課長
	安藤 昇	健康推進課長
	日美 富美代	障害福祉課長
	黒川 浄明	地域医療課長
	伊東 幸子	介護予防支援室長
	伊藤 英高	東部地域包括支援センター長
	山田 多津子	西部地域包括支援センター
	佐藤 美佐子	南部地域包括支援センター長
	内山 恵子	北部東地域包括支援センター長
	片山 三紀恵	北部西地域包括支援センター長
	竹内 茂	桑名市社会福祉協議会事務局長

(注) ◎は事務局長、○は事務局次長である。

【参考1】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」委員名簿

(平成29年4月1日)

＜学識経験者＞

★豊田 長康 鈴鹿医療科学大学学長

＜医療部会＞

佐藤 剛一 病院・介護老人保健施設代表
サービス付き高齢者向け住宅代表

- ☆◎竹田 寛 桑名市総合医療センター理事長
田崎 文昭 桑名地区薬剤師会会長
長坂 裕二 三重県桑名保健所長
○東 俊策 桑名医師会会長
星野 良行 桑名歯科医師会会長
花井 裕子 三重県訪問介護ステーション連絡協議会
桑名ブロック代表
後藤 由紀子 三重県医療ソーシャルワーカー協会代表

＜生活支援部会＞

- 高木 守 桑名市シルバー人材センター事務局長
吉良 勇蔵 桑名市老人クラブ連合会会長
川瀬 みち代 桑名ボランティア連絡協議会会長
近藤 清二 桑名市地区社会福祉協議会連絡協議会代表
○藤原 隆 桑名市自治会連合会会長
◎山中 啓圓 桑名市民生委員児童委員協議会連合会会長

＜予防部会＞

- 岡 訓子 三重県歯科衛生士会代表
◎坂口 光宏 三重県理学療法士会代表
○小林 三和子 食生活改善推進協議会会長
倉田 禮子 桑名市健康推進員会長
星野 ひでみ 地域活動栄養士会桑名支部長

＜介護部会＞

- 片岡 直也 桑名訪問介護事業者連絡協議会代表
三重県社会福祉士会桑名支部代表
佐藤 久美 地域密着型サービス事業者
(小規模多機能型居宅介護・
認知症対応型共同生活介護)代表
白井 五月 地域密着型サービス事業者
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
代表
特別養護老人ホーム代表
サービス付き高齢者向け住宅代表
◎高橋 恵美子 三重県介護支援専門員協会理事
桑名市地域福祉計画推進市民会議会長
サービス付き高齢者向け住宅代表
西村 さとみ 地域密着型サービス事業者
(小規模多機能型居宅介護・
認知症対応型通所介護)代表
長谷川 真介 地域密着型サービス事業者
(複合型サービス)代表
三重県デイサービスセンター協議会
副会長
○福本 美津子 三重県訪問看護ステーション連絡協議会
桑名ブロック代表
三重県介護支援専門員協会桑名支部
支部長

(注) ★は会長、☆は副会長、◎は部会長、○は部会長代理である。

2 地域包括ケア計画の基本理念

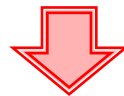
桑名市地域包括ケア計画の基本理念

桑名市地域包括ケアシステムの構築

本計画では、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、その理念、方向性を提示する。



**「地域包括ケアシステム」の基本理念は、
高齢者の「尊厳保持」、「自立支援」**



そのための方向性は、

- 1 「セルフマネジメント」を支援するサービスの提供
- 2 介護予防に資するサービスの提供
- 3 在宅生活の限界点を高めるサービスの提供



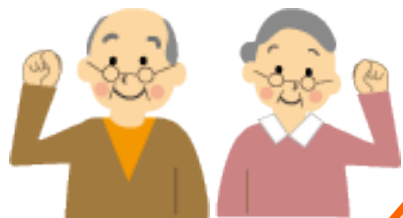
本計画の重点事項は、

- ① 身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出
- ② 施設機能の地域展開
- ③ 多職種協働によるケアマネジメントの充実

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念

高齢者の尊厳保持・自立支援

(介護保険法第1条)



セルフマネジメント(「養生」)

健康の保持増進

(介護保険法第4条第1項)

能力の維持向上

介護予防に資するサービスの提供

(介護保険法第2条第2項及び第5条第3項)

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅サービス

施設サービス

身近な地域での 多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・日常生活支援
総合事業』
『生活支援体制整備事業』



多職種協働による ケアマネジメントの充実

『地域ケア会議』
『在宅医療・介護
連携推進事業』
『認知症総合支援事業』



施設機能の地域展開

『従来の在宅サービスと
異なる内容の
新しい在宅サービス』



地域包括ケアシステムの構築のために(1)

計画を具現化＝ミクロの取り組み

○マクロの理念で終わらせないために、個々のケースにおいて「自立支援」が実現するようケアマネジメントを充実する必要

・・・「地域生活応援会議」

○ケアマネジメントの充実には、地域資源の「見える化」・創出(サービスの多様化)が必要

・・・「介護予防・日常生活支援総合事業」



「多職種協働」によるケアマネジメントの実践
地域ネットワークの構築
地域資源の創出

地域包括ケアシステムの構築のために（２）

「地域生活応援会議」「総合事業」以外も同時進行で取り組む

『在宅医療・介護連携推進事業』・桑名市在宅医療・介護連携支援センター設立、ICTを活用した情報共有ツールの導入、「くわな在宅医療・介護マップ」の作成など

『認知症施策推進事業』・認知症ケアパス「くわな認知症安心ナビ」の作成、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置、認知症初期集中支援チームの設置など

『生活支援体制整備事業』・1層、2層の生活支援コーディネーターを配置、2層の協議体設置準備など

『権利擁護事業』・福祉後見運営委員会の設置、福祉後見サポートセンターの開設、市民後見人養成講座の開始など

『健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開』・日常生活圏域ニーズ調査による地域分析、地域分析を基に「ふれあいトーク」の実施、桑名いきいき体操を活用したスタート応援事業を開始、「通いの場」登録制度の開始、健康・ケアアドバイザー派遣事業など



桑名市の 総合事業の取り組み

ユネスコ文化遺産登録 山・鉾・屋台行事
日本一やかましい 石取り祭り 8月第1土、日



桑名市の花 ハナミズキ

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴

1. 「短期集中予防サービス」の重点的な活用

2. 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」

3. 事業所の地域開放

4. 健康増進事業と一体的な「エビデンス」に基づく介護予防事業の展開

5. 市町村特別給付の活用



- 桑名市では、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について、
「小さく生んで大きく育てる」という考え方にに基づき、
まずは、平成27年4月に開始した上で、その後、必要に応じ、見直す方針。
- 平成29年度から総合事業の一部事業については改訂して進めています。
- 応援会議についても27、28年度にWGで検討を行い、28年度から一部運用を改訂しています。

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」一覧

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」

食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいきいき教室」

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ一体的に提供。

従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス
(平成27～29年度)

従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス
(平成27～29年度)

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を派遣。

「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」を実施。

健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施。
- 「高齢者サポーター養成講座」等を開催。
- 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

【参考】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」



「清潔を保持したい」



「通所介護で
入浴する」



いつまでも
独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」



「左片麻痺によるバランス不安定、
下肢筋力低下があり転倒の不安があり
浴槽をまたげない」



「通所介護で体幹機能、下肢
筋力の向上を図り、自宅でも
入浴できるように環境整備、
動作を指導する」



独りで
入浴できるようになる

できないことをできるようにするケア

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」(2)

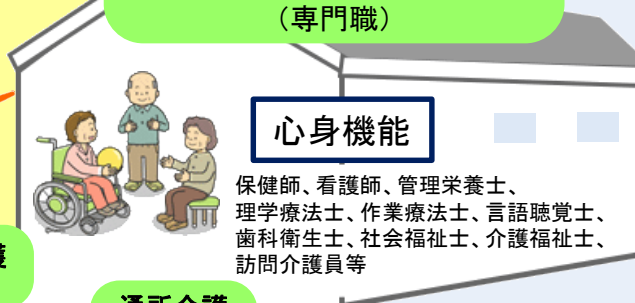
訪問

桑名市 (専門職等)
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

「見える化」
・創出

専門職が専門的なサービスの提供に集中する

短期集中予防サービス (専門職)



訪問介護 (専門職)

通所介護 (専門職)

「サポーター」(地域住民)



高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等

生活機能の向上

(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を『卒業』して地域活動に『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」(地域住民)



高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等

桑名市 (専門職等)
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

「見える化」
・創出

通所

(1) 短期集中型サービスの 重点的な活用

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(1)

1. 「短期集中予防サービス」の重点的な活用

- 従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービスから「短期集中予防サービス」への移行が促進されるよう、生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとしての「くらしいきいき教室」を創設。
- これは、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供するサービスであって、対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合には、
 - ① サービス事業所
 - ② 対象者
 - ③ 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関に対し、「元気アップ交付金」を交付するもの。

「くらしいきいき教室」(1)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、 「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの (「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。)

「くらしいきいき教室」(2)

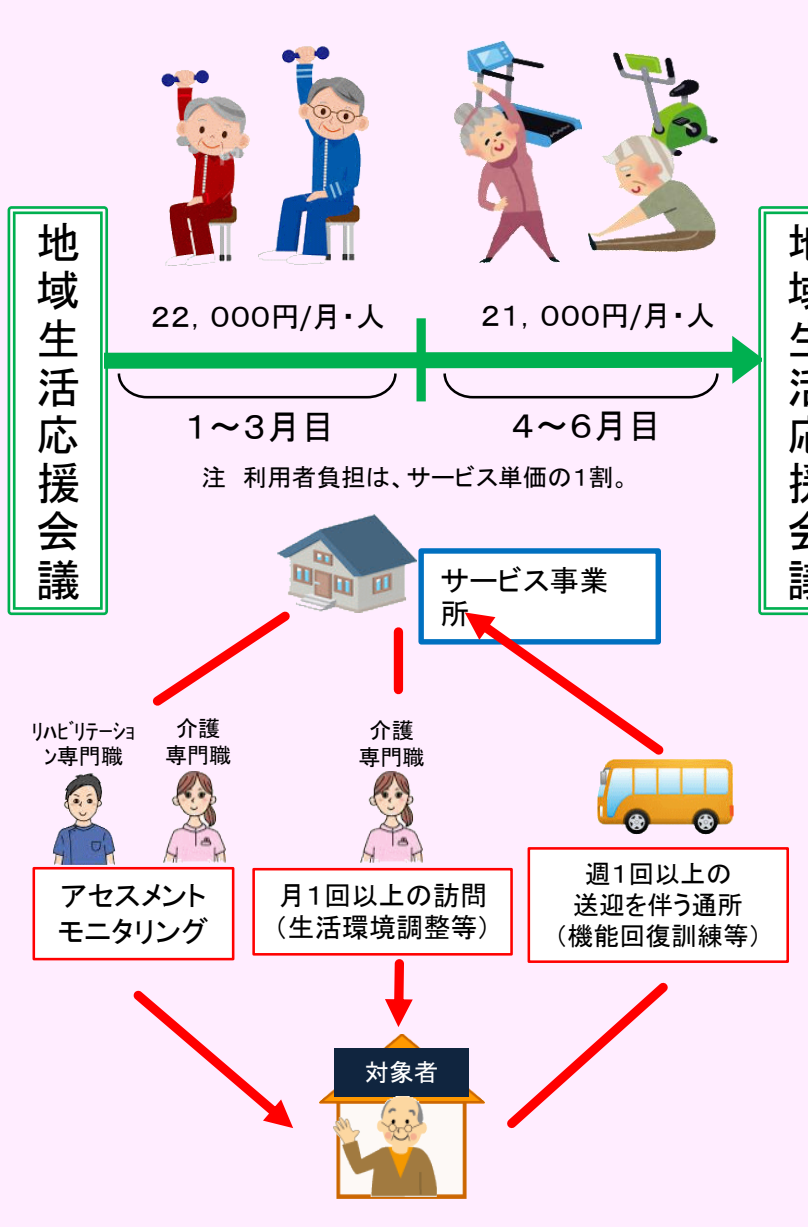
内容	<p>① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与</p> <p>② 6月を限度とするサービスの提供</p> <p>i 週1回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等</p> <p>(注) 「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。</p> <p>ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等</p>
事業者	<p>認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定 又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた 事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの</p> <p>(注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。</p>
遵守事項	<p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② サービスの提供状況に関する情報の公表</p> <p>(注) 「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。</p> <p>③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等</p>

「くらしいきいき教室」(3)

<p>手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者の指定については、公募を実施。 ○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施。 (注) 桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型地域生活応援会議」)を開催。
<p>サービス 単価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本報酬 通所1 i 1~3月目:22,000円/月 ii 4~6月目:21,000円/月 通所2 i -2 1~3月目:40,000/月 ii -2 4~6ヵ月:41,000/月 ② 加算 対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、 6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。 i サービス事業所:18,000円 ii 対象者:2,000円 iii 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円
<p>利用者負担</p>	<p>基本報酬の10%及び実費</p>

※ 平成27年4・5月、指定事業者の指定について、公募を実施。
 平成27年7月より、指定事業者において、サービスを提供。
 平成29年4月より、週2回の通所サービス開始。

【参考】「くらしいきいき教室」のイメージ



90代 男性
膝痛・圧迫骨折
などで、
このような状態

くらしいきいき教室のご利用者例①

元気アップ
交付金



自立支援に資するケアマネジメント

○歩行補助具の選定

シルバーカーか？杖か？

○家庭環境への留意点

トイレ・浴室・畑への移動など

○疾病に対する食事の留意点

高血圧の持病あり塩分摂取は？

○通所

四肢体幹筋力向上

○訪問

自宅内動作の自立

⇒庭に出て畑仕事ができる環境へ繋ぐ

○専門職

モニタリングを通してのアプローチ

○元気アップ計画書

自主トレーニングの実施

姿勢の保持

栄養バランスに気を付ける

腰痛悪化防止の策

畑で野菜を作る



地域生活応援会議

多職種協働による
ケアマネジメントの充実



生活機能の向上のための
自立支援に資するサービス提供

くらしいきいき教室



地域活動デビュー

住み慣れた地域での
参加・活動

元気アップ
交付金



くらしいきいき教室のご利用者例②

70代 女性
H17クモ膜下出血後
⇒特養等施設入所
⇒H28.3 要支援認定
⇒他県からの転入

自立支援に資するケアマネジメント

【目標】

買い物や美容院へ行きたい
近所の喫茶店へ一人で行きたい

【アドバイスのポイント】

日中の本人の活動・役割に
つながる支援について

○通所

入浴動作練習・歩行訓練
自宅で取り組める運動・活動

○訪問

住環境の調整（お風呂・玄関周辺）
外出機会の確保

○専門職

外出経路の確認・外出付き添い者への伝達

○ご本人

手芸活動に参加でき
自信につながる

○事業所

事業所内の支援から
地域への支援へ



地域生活応援会議

多職種協働による
ケアマネジメントの充実



生活機能の向上の為の
自立支援に資するサービス提供

くらしいきいき教室



地域活動デビュー

住み慣れた地域での
参加・活動

「栄養いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2~6回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

「栄養いきいき訪問」のご案内チラシ

桑名市総合事業 訪問型サービスC

平成27年4月
スタート

『栄養いきいき訪問』のご案内



管理栄養士がご自宅を訪問し、食事内容等を確認します。
お一人お一人に合った栄養指導が受けられます。

申請から訪問までの流れ



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、2と認定された方 ・基本チェックリスト該当者の方 のうち、栄養や健康に関して不安のある方
訪問内容	栄養指導（例：高血圧で減塩が必要な方など）
費用	初回 利用者負担 1回 600円 2～6回目 利用者負担 1回 400円
実施回数	月に1回 1時間程度（6回まで）
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>実際に調理はしません。</u>
お問合せ先	○○包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ ○○○○○事業所（TEL：0594- - ）担当□□

- ・低栄養からくる低体重
- ・糖尿病による食事内容、食事の仕方、体重管理
- ・糖尿病合併症の恐怖やストレス、家族関係・人間関係
- ・高血圧、腎臓病からくる減塩方法について
- ・アルコールのとり方について
- ・食欲の出る調理方法や食べ方とその組み合わせ
- ・便秘・下痢などの悩み

単純な栄養の分野の指導だけで終わるのではなく、生活や人間関係の相談・助言に栄養指導のヒントが・・・

栄養いきいき訪問

事例1

【きっかけ】

ショートステイ利用のみのケアプランであったが、低栄養のリスクがあり、『地域生活応援会議』で「栄養いきいき訪問」の提案があり開始となった。

【訪問の成果】

- ・顕著な体重増加はないが、食事のとり方の意識が向上。
- ・バランスよく食べることへの理解が進んだ



平成28年7月7日
栄養いきいき訪問

事例2

【きっかけ】

糖尿病のため栄養管理が必要だが、コントロールが全くうまくいっておらず、訪問開始。『地域生活応援会議』では栄養指導のみではなく、訪問をきっかけに生活全般を見た支援を提案された。

【訪問の成果】

自分の殻に閉じこもりがちで、ストレスを抱えていた。まず、話を聞き関係を築き、外へ出ることを促すこととした。結果、目標の社会参加(料理教室)が可能となった。

事例3

【訪問の成果】

訪問時の何気ない会話から、検査を促し大きな病気の発見につながった。

「おいいきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、 口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、 歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2・3回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

おいいきいき訪問のご案内

おいいきいき訪問とは？

歯科衛生士などの専門職が、お口の機能を向上させるためにお宅へお伺いし、お手伝いする事業です。

こんな症状はありませんか？



- 固い物が食べにくい。
- お茶や汁物でむせる。
- 口が渇きやすい。

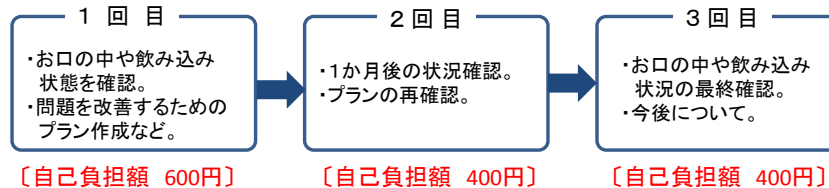
これらの症状が続くと美味しく食事ができず、栄養を十分に取れなくなります。専門職による指導で改善しましょう！

訪問での内容

- ◆ 口腔清掃についてのアドバイス
- ◆ 飲み込みの力を向上させる口腔体操
- ◆ 唾液の分泌を促すマッサージ
- ◆ 呼吸や発声についてのアドバイス 等

訪問スケジュール

※ 3か月の間に月に1回、計3回訪問させていただきます。



※ 自己負担の料金は、それぞれの訪問時に徴収いたします。

「おいいきいき訪問」により得られる効果

- ◇ お口の中がすっきりする。
- ◇ 噛みしめられるようになる。
- ◇ 口臭が減る。
- ◇ 薄味が分かるようになる。
- ◇ 会話がしやすくなる。
- ◇ 食事が美味しくなる 等

毎日のケアや口腔体操を根気よく続けていただくと、お口の状況が良い方向に向かいます。様々なアドバイスをさせていただく中で、状況によっては医療機関をおすすめする場合があります。

【お問い合わせ先】

〇〇部包括支援センター
居宅介護支援事業所 [

Tel ●●-●●●●

] Tel ●●-●●●●

担当 ■■■■

担当 ■■■■

(2) 事業所の地域開放

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(2)

2. 事業所の地域開放

- 事業所が地域住民に対して
予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となるよう、
「健康・ケア教室」を創設。
- これは、地域交流スペース等を活用するとともに、
医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、
必要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む
地域住民が相互に交流する機会を提供するサービス。
- この場合においては、
サービスの提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、
事業所をその近隣の地域住民に開放するサービスとして、
送迎を実施しない取扱いが基本。(※H29より一部送迎を可とする運用に変更)

「健康・ケア教室」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、 医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する 拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する 拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で 事業を運営することが期待される場所。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等 を受けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、 医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、 介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週1回以上、かつ、月30人以上(平成27年度に限り、月20人以上)で 20,000円/月
利用者負担	実費

【参考1】健康・ケア教室

—大和地区の「ふるさとの里」(地域密着型施設活用)—

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要



- 平成24年3月に開設された小規模多機能型居宅介護等を提供する事業所において、地域住民に対し、地域交流の機会を提供。
- ① 平成24年3月以降、年2回、「餅つき大会」を開催。
 - ② 平成24年4月、誰でも利用可能な喫茶「わか菜」を開設。
 - i 血圧計及び血圧ノートを設置。
 - ii 勉強会「血圧について」を開催。
 - ③ 平成26年7月以降、ボランティアの協力を得て、多目的ホール「みんなのへや」を活用した「集いの場サロン」を開催。

(注) 平成27年4月～平成28年3月の間、48回にわたり、

延べ358名の参加を得て、籠づくり、折り鶴等の手芸や茶話会を実施。



平成26年10月15日
勉強会「血圧について」



平成26年10月28日
「集いの場サロン」



【参考2】健康・ケア教室

— 筒尾地区の「ももふれあい保健室」(まちの保健室機能) —

- 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



平成26年10月2日
「ももふれあい保健室」

- 平成26年10月、筒尾地区の訪問看護ステーションにおいて、「ももふれあい保健室」を開設。

(注)平成27年4月～平成28年3月の間、51回ににわたり、延べ215人の参加を得たところ。

- 具体的には、毎週木曜日13:30～15:00、看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。

【参考3】健康・ケア教室

—「長寿苑カフェ」(社会福祉法人の地域貢献)—

○ 事業所の地域開放をきっかけに地域住民と協働し多様な通いの場を創出することは、重要



平成27年9月6日「長寿苑カフェ」



- 地域の方の交流スペースを設けようという思いがきっかけとなり、平成26年8月から「長寿苑カフェ」として開始。
- 毎月第1日曜日に開催(年12回)し、1回平均10人が参加。毎月近隣の約600世帯にポストイン、各地域包括支援センターにチラシを配布し、周知している。
- 平成26年8月から、長寿苑デイルームにて、毎月第1日曜日に開催。体操や創作活動を中心に実施。

【参考4】健康・ケア教室

坂井橋クリニック「健康ケアサロン」(医療法人の地域貢献)

- 医療機関の地域開放をきっかけに地域住民と協働し多様な通いの場を創出することは、重要



平成27年9月10日「健康ケアサロン」

- 坂井橋クリニックスタッフより、西部地域包括支援センターへ地域貢献について相談があり、「健康・ケア教室」を紹介したことで、開催につながった。
- 平成27年5月から始まり、月2回、第2, 4木曜日に毎回25~30人程度の参加を得て、坂井橋クリニックリハビリ室において、地域住民に対し、「健康・ケア教室」を開催。
ボランティアや職員の協力を得て、健康に関わる様々な内容で実施されている。
(開催内容:健康体操、健康ヨガ、音楽療法、創作活動等)

住民主体の訪問型サービス 「サポーター」

「えぷろんサービス」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、 日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が 訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。 (注) 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、 訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。 これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが 可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス単価	1,000円/時間
利用者負担	30%及び実費

「おいしく食べよう訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、食生活改善を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
サービス単価	1,200円/回(3回に限る。)
利用者負担	30%及び実費

「『通いの場』応援隊」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスD(移動支援)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出に取り組むことが基本。○ しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間で移動支援を提供することが必要。○ もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、留意。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。○ 具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。
利用者負担	実費

住民主体の通所型サービス 「シルバーサロン」 「通いの場」

「シルバーサロン」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 旧桑名市の「宅老所」(「移動宅老所」を含む。)において、 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供するサービスについて、 実績に応じて助成。○ 旧長島町の「まめじゃ会」 及び旧多度町の「ふれあいサロン」についても、 旧桑名市の「宅老所」とおおむね同様な取扱い。
助成金	① 月間の1～4回目:3,500円/回 (「移動宅老所」にあっては、1,750円/回) ② 月間の5回目以降:1,750円/回
利用者負担	実費

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(4)

4. 「エビデンス」に基づく健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施するなど、効果的かつ効率的に介護予防事業を展開。
- 保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等について、自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へ、役割を転換し、健康増進事業及び介護予防事業を一体的に展開。

【参考】「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」

○ 「桑名いきいき体操」は、地域住民を主体として健康増進や介護予防に取り組む契機を与える手段の一つ。



○ 平成26年10月以降、順次、桑名市、桑名市地域包括支援センターにおいて、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を実施。

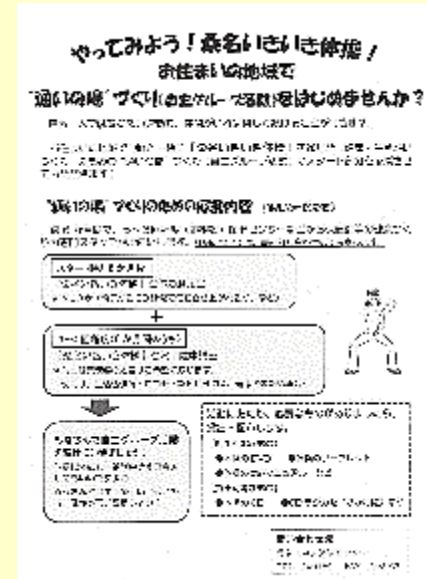
(注) 平成26年10月～平成27年3月、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を利用したグループは、6か所。

○ 具体的には、地域住民を主体とする「通いの場」の運営に結び付くよう、

- ① 約6月に限り、5～6回程度にわたり、保健師等を派遣し、「桑名いきいき体操」のほか、体力測定等を実施。
- ② 必要に応じ、DVD等の配布や自動血圧計等の貸出を実施。



平成27年3月12日
西森忠集会所



「健康・ケアアドバイザー」

位置付け	「一般介護予防事業」中の「地域リハビリテーション活動支援事業」
趣旨	介護保険を「卒業」した高齢者が地域活動に「デビュー」する環境を整備するため、可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」が継続的に運営されるよう、リハビリテーション専門職等が地域住民の主体性を阻害しない形で定期的に関与。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者を始めとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を「健康・ケアアドバイザー」として派遣。○ 具体的には、当面、次に掲げる取扱いが基本。<ul style="list-style-type: none">① 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が4回／月以上である場合には、2月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。② 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が1回／月以上である場合には、6月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。③ 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が5回／年以上である場合には、1年に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。

②「健康寿命」の延伸をキーワードに「通いの場」創出

健康増進事業、介護予防事業の一体的な展開として
市の保健師・リハ職が連携して地域保健・リハ活動を実施

元気でいてこそ、「自分らしい生活」が送れます。



できる限り元気であり続けるために、あなたは何をしますか。



一人でやるより、仲間がいれば励みになります。また、楽しいかも。



あなたの力を仲間のために活かさせませんか。



桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業
地域住民を主体とする「通いの場」登録制度
健康ケア・アドバイザー派遣事業（総合事業の一般介護予防事業）
ボランティア、高齢者サポーター、認知症サポーター、桑名いきいき
体操サポーターなどの養成講座の開催

「介護予防ケアマネジメント」(1)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
対象者	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ① 従前の 介護予防訪問介護に 相当する訪問型サービス ② 従前の 介護予防通所介護に 相当する通所型サービス ③ 「くらしいきいき教室」	次に掲げるサービスしか 利用しない高齢者 ① 「えぷろんサービス」 ② 「栄養いきいき訪問」 ③ 「お口いきいき訪問」	介護保険を「卒業」して 地域活動に「デビュー」する 高齢者
実施機関	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

「介護予防ケアマネジメント」(2)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
手続	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「B型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>「元気アップ計画書」を 交付。</p>
サービス 単価	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%</p>	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%</p>	<p>1,500円／月 (1月に限る。)</p>

(3) 地域生活応援会議について



全国アミューズメントパーク 入場者数第3位
「ナガシマリゾート」

桑名市の「地域生活応援会議」(1)

○法制化されたケア会議の一類型

桑名市地域包括ケアシステム推進協議会

(各分野で指導的な立場にある地域の関係者の施策検討)

地域支援調整会議

(困難事例解決のための
関係者による支援調整)

地域生活応援会議

(多職種協働で自立支援のための
ケアマネジメントを支援)

ケアミーティング

(暫定サービス利用のための緊急支援調整)

「高齢者見守りネットワーク」、「高齢者虐待防止ネットワーク」等

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(3)

3. 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 地域の実情に応じた多様なサービスを内容とする
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」については、
全国一律のサービスを内容とする介護給付及び予防給付以上に、
個々の高齢者のニーズに応じて適切に組み合わせられた
サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、
多職種協働によるケアマネジメントの充実を図ることが重要。
- このため、「介護予防ケアマネジメント」を実施するに当たり、
「地域生活応援会議」を活用。

桑名市の「地域生活応援会議」(2)

対象者

新規に要支援と認定され、又は「基本チェックリスト」該当と判定された高齢者のうち、在宅サービスを利用しようとするものを対象として、**介護予防に資するケアマネジメント**のための「地域生活応援会議」を開催。

時期	内容
平成26年10月以降	地域包括支援センターが自ら介護予防サービス計画を作成する対象者に限り、試行的に実施。
平成27年1月以降	次に掲げる対象者も含め、試行的に実施。 ① 地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託して介護予防サービス計画を作成する対象者 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用しようとする対象者
平成27年4月以降	要支援者のほか、「基本チェックリスト」該当者も含め、本格的に実施。

桑名市の「地域生活応援会議」(3)

地域生活応援会議(A型:毎週水曜日開催)の参加者

(1) すべての対象者に関して参加するメンバー

- ① 介護高齢課又は各地域包括支援センターに配置された保健師又は看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員
- ② 保健センターに配置された保健師及び管理栄養士
- ③ 地域リハビリテーション係に配置された理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士
- ④ 桑名地区薬剤師会の推薦を受けた地域の薬剤師
- ⑤ 三重県作業療法士会の推薦を受けた地域の作業療法士

(2) 担当の対象者に関して参加するメンバー

- ① 各地域包括支援センターに配置された介護支援専門員
- ② 指定居宅介護支援事業者の指定を受けた事業所
又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けた事業所の介護支援専門員
- ③ 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を受けた事業所の管理者又はその代理人
- ④ 介護予防・生活支援サービスの担当者

(3) オブザーバー

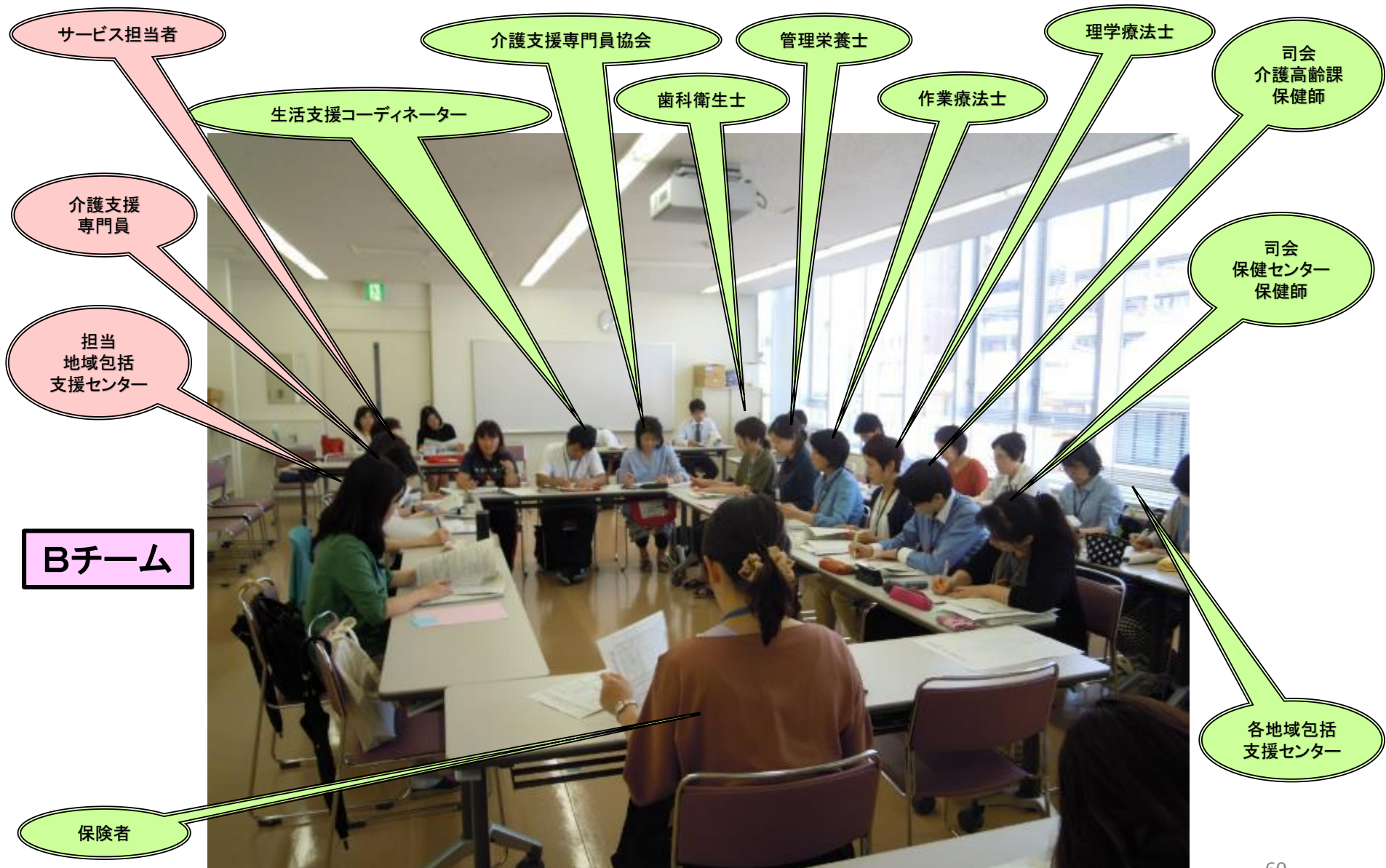
- ① 桑名市の職員
- ② 桑名市社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」
- ③ 三重県介護支援専門員協会桑員支部の支部長又はその代理人

「地域生活応援会議」(平成29年6月21日)の様相①



Aチーム

「地域生活応援会議」(平成29年6月21日)の様相②

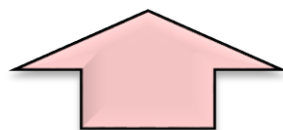


利用者とそのご家族への働きかけのポイント♡

- ①目標は**本当に利用者目線の目標**であれば、利用者の課題解決意識は強くなります。そのための専門職の方による**丁寧なアセスメントが重要**です。そのうえで**合意形成**。
- ②介護保険サービス利用は、課題解決のための1つの「方法」にすぎません。
- ③一つ一つの小さな目標の達成感が自信につながります。**達成した目標の改善した点をご本人や家族にも「見える」ように**。
- ④**介護保険サービス利用開始時から**、目標を達成できたら、サービス依存からサービス卒業へ。不安な人は**生活を維持・継続できる方法**を提示し、不安な時はいつでも**相談できる安心感を伝えて**おく。



見放された
はしごを外された訳ではない



- 利用者、家族に、「卒業」や「介護予防」の意識を共有してもらうことが難しい。
- 認定期間中は、サービスを終了し「卒業しましょう」と言いにくい。

何のためにサービスを利用するのかご本人が認識されていないと
「**利用する＝『手段・方法』が目的化してしまいます**」

「**セルフマネジメントの意識・自らの行動変容
が遠くありません**」

サービス利用前から利用者とその家族に
目標と提供サービスのねらいの**共有・合意形成**が大切と考えます。

市として取組む 地域包括ケアシステムの構築 について



金魚祭り 毎年5月2、3日



桑名城蟠龍櫓(ばんりゅうやぐら)と桜

桑名市保健福祉部

介護高齢課・・・管理情報係：資格管理・保険料他
認定審査課係：認定審査事務他
介護事業係：施設整備、事業所監査他

介護予防支援室・・・地域支援事業全般（基幹型包括、総合事業等）

- 福祉総務課・・・生活支援体制整備事業
生活支援室
- 子ども未来課
保育支援室
子ども総合相談センター
- 健康推進課・・・健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開
- 地域医療課・・・在宅医療・介護連携推進事業
- 障害福祉課
- 保険年金課

介護高齢課は、
3つの係と1つの室
から成り立っています。

地域包括ケア、地域支援事業の推進で 市町村が避けられないと感じていること

①規範的統合

職員、関係者、住民との

目指すべき方向性の共有・危機感の共有

②現状のアセスメント

何が行われているのか

何が良いことで課題は何か

③「情報共有」・「見える化」・「効率化」

④他機関とつながる

国・県（自県・他県）・社協・医師会・国保連



<出典>

「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(平成28年3月地域包括ケア研究会)

①規範的統合の例 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の周知

○ 平成28年9月29日

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の介護支援専門員等113人参加。
地域介護課サービス企画室職員より「介護予防・日常生活支援総合事業」の制度設計及び取組み、実施状況について説明。

平成28年10月よりサービス提供開始予定の新たな「桑名市らしいいきいき事業所」による実施方針の説明。

「桑名市らしいいきいき教室」既設事業所の取組み事例の発表。

平成28年9月29日
平成28年度介護予防・日常生活支援総合事業説明会



○ 地域包括支援センター主任ケアマネ部会による「エリアフリーケアマネジャー交流会」

地域介護課より総合事業等についての説明、生活支援コーディネーターより地域資源の情報提供、ケアマネジャー同士で交流会を開催。

南部包括圏域で平成28年6月16日に開催。24名参加。
北部東包括圏域で平成28年6月16日に開催。24名参加。
北部西包括圏域で平成28年7月5日に開催。24人参加。
東部包括圏域で平成28年7月12日に開催。18名参加。
西部包括圏域で平成28年7月19日に開催。17名参加。

平成28年7月12日 北部東圏域



- 対象は？
- 包括？
- ケアマネ？
- 市民？
- 何について？
- 総合事業？
- 施設？
- 地域づくり？
- 媒体は？
- 研修会？
- 広報紙？

○平成28年1月以降、広報誌リニューアルに伴い「地域包括ケアシステム」についての特集と地域の通いの場について毎号掲載。



広報くわな

平成28年10月1日
号



②現状のアセスメント

本当に
市が？やるべきこと？
包括がやるべきこと？

現状の
把握

精査

優先課題
に取り組む

本当の
課題

仮に計画
を立てる

システム活用
アンケートを取る
見に行く
聞きに行く
★苦情はチャンス



★いつまでに
誰が
何をやる

③「情報共有」「見える化」「効率化」

情報共有

見える化

孤立せずに**効率化**

知らせる
聞く
判断する

実は、応援会議も
同じなんだよ



地域包括ケア、地域支援事業の 推進する中で気づいたこと

①確実にみんな成長します

行政、包括、ケアマネ、サービス事業所

②委託事業は丸投げしない

包括、総合事業

③できる小さな改善は積極的にやってみる

④モチベーション維持

課内、庁内、包括、事業所・・・



<出典>

「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(平成28年3月地域包括ケア研究会)

① 確実に向上する

サービス
事業所

ケアマネ

包括

行政

エビデンスに基づいた意見が出される
⇒ 政策につながる

質が向上する ⇒ 市民への影響

覚悟が備わってくる



②委託事業を丸投げしない

委託包括支援センター



事業運営方針
毎年のプレゼン、事業評価

団体

総合事業等、
現場のヒアリング・モニタリング

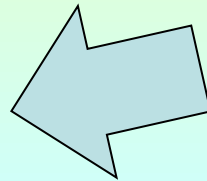
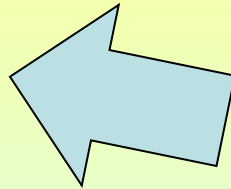
③カイゼンは進んで④モチベーション維持が大事

情報共有

見える化

効率化

コミュニケーション



虐待...

困難事例...

業務負担.....

苦情...

人は増えない...

桑名市保健福祉部の組織再編

- 「地域包括ケアシステム」の構成要素は、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「日常生活支援」。
- とりわけ、
 - ① 介護予防や日常生活支援の充実に資する地域づくりの推進
 - ② 健康増進事業と介護予防事業との一体的な展開
 - ③ 在宅医療・介護連携の推進
 - ④ 地域リハビリテーションの推進
 - ⑤ 介護障害連携の推進等が求められるところ。



- 平成26年4月及び平成27年4月、桑名市保健福祉部の組織を再編。



【参考】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成26年度)一例一

- ① 介護・高齢福祉課において、
「在宅高齢者実態調査」、「基本チェックリスト」に基づく一斉調査
及び「高齢者実態調査」を廃止し、
その機能を「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に承継。
- ② 介護・高齢福祉課において、
「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」に対する参加を
桑名市と桑名市地域包括支援センターとの間で分担。
- ③ 介護・高齢福祉課において、
地域密着型サービス事業者に対する指導監査の周期を
「2年」から「3年」へ変更。
- ④ 介護・高齢福祉課において、
「介護保険事業委員会」及び「地域包括支援センター運営協議会」を廃止し、
その機能を「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」に承継。

【参考】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成27年度)一例一

- ① 福祉総務課において、公共施設マネジメントの一環として、「多度福祉会館」を廃止。
- ② 障害福祉課において、補装具の交付若しくは給付又は日常生活用具の給付に係る利用者負担の助成を廃止。
- ③ 地域介護課において、地域支援事業の充実に伴い、
 - i 敬老祝金(新規に最高齢に到達した者に係るものを除く。)
 - ii 「桑名市徘徊高齢者位置情報探索システム助成事業」、「桑名市老人福祉電話設置事業」及び「桑名市高齢者日常生活用具給付事業」を廃止。

市・地域包括支援センター・社協は、 プレーヤーから市の**マネージャー**への**意識改革**により、 「通いの場」「サポーター」を創出する働きかけと地域づくりへ

市からの働きかけで大事なことは
「住民主体」であり「住民任せ」とはちがう

「見える化」	と	創出
既に取り組みされていることは、積極的に取り上げ、紹介し、やる気をUP。		エビデンスに基づく働きかけで、自ら取り組む気にさせる。少しの後押しでやる気をUP。

**目標：「通いの場」から「サポーター」へ
「参加」から「活動」へ**

「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)

平成28年7月15日
第1回「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
資料

“我が事”

我が事・丸ごとの地域づくり

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ・市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ・地域づくりの総合化・包括化(地域支援事業の一体的実施と財源の確保)
- ・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化
- 等

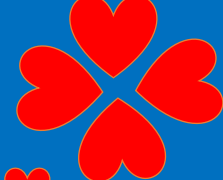
“丸ごと”

サービス・専門人材の丸ごと化

- ・公的福祉サービスの総合化・包括化(基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備)
- ・専門人材のキャリアパスの複線化(医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大)
- 等

- ・地域共生社会の理念の共有化
- ・国、自治体、社会福祉法人、住民の責務と行動

福祉なんでも相談センター開所



福祉なんでも相談センター オープン!

「困っていること、気になること、心配なことはありませんか?」
 2015年12月16日(水)に、本市の福祉センターとして、福祉なんでも相談センターがオープンしました。このセンターは、福祉に関する様々な相談に対応し、必要に応じて専門機関と連携してサポートを行います。

- ① 生活困窮者に対する支援
- ② 障害者に対する支援
- ③ 高齢者に対する支援
- ④ 子育てに関する支援
- ⑤ その他、福祉に関する相談

「困っていること、気になること、心配なことはありませんか?」
 福祉なんでも相談センターは、福祉に関する様々な相談に対応し、必要に応じて専門機関と連携してサポートを行います。



一人で悩まず、早めにご相談ください!
 福祉なんでも相談センター
 ☎41-2114 ☎41-2174

福祉なんでも相談センター
 〒410-0001 愛知県美浜区山田一丁目7-4
 ☎0594(41)2114
 ☎0594(41)2174

困っていること、気になること、心配なことはありませんか?
福祉なんでも相談センター
 お気軽にご相談ください

介護や障害、子育てのことなどを『まとめて』相談できる窓口です。

保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相談に応じます。

住所：美浜区山田一丁目7-4 (山田コミュニティプラザ内)
 電話：0594(41)2114
 FAX：0594(41)2174

相談日時：火曜日～日曜日 (月曜日が休日は業務休止)
 午前9時～午後5時
 休業日：月曜日、12/29～1/3

5. その他の事業

- 認知症施策
- 権利擁護事業
- 在宅医療介護連携事業
- 生活支援体制整備事業
など

桑名市の「認知症施策推進事業」

認知症ケアに関する 地域住民に対する普及啓発

- 「認知症市民公開講座」の開催
- 「オレンジカフェ」の開催
- 「介護・医療連携推進会議」
又は「運営推進会議」の活用

認知症ケアに関する 地域資源の「見える化」

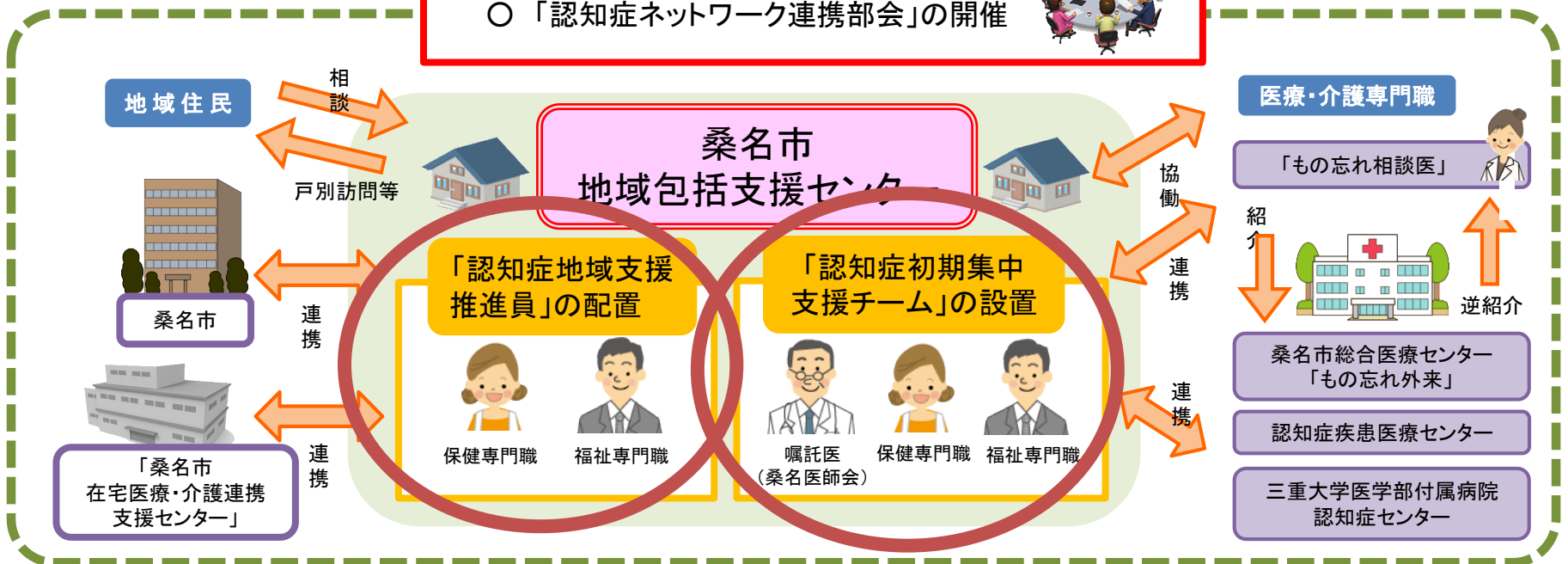
- 地域で標準的な認知症ケアの流れを
日常生活圏域ごとに明らかにする
「くわな認知症安心ナビ(認知症ケアパ
ス)」の公表

認知症ケアに関する 医療・介護専門職に対する研修

- 「認知症専門職講演会」の開催
- 「認知症ケア多職種協働研修会」
の開催

認知症ケアに関する地域連携

- 「認知症ネットワーク連携部会」の開催



認知症初期集中支援チーム

認知症かも？と思ったら

認知症初期集中支援チーム

にご相談ください！

認知症初期集中支援チームは何をするの？

認知症かも？と思われる方や認知症の症状でお困りの方のご自宅へ訪問し、ご相談に応じたり、医療、介護サービスの説明等を行います。（必要に応じ、主治医、介護サービス事業所と情報共有し、連携していきます）
また、桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』の結果をもとに訪問させていただくこともあります。



認知症初期集中支援チームには誰がいる？

桑名市地域包括支援センターの保健専門職、福祉専門職がチーム員となり活動します。桑名医師会推薦の医師がチーム員と情報共有し、指導・助言などチーム員をバックアップします。



どうやって相談したらいいの？

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへご相談ください。裏面をご覧ください。



こんなときは

ぜひご相談ください！



もしかして認知症かも？心配だけど、どうしたらよいかわからない

認知症の症状が強く、介護や対応に困っている



裏面もご覧ください

「認知症」早期発見のめやす

日常の暮らしの中で、認知症でないかと思われる言動を、「家族の会」の会員の経験からまとめたものです。医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中で発見として参考にしてください。いくつか思い当たることがあれば、一応専門家に相談してみる方がよいでしょう。

もの忘れがひどい <input type="checkbox"/> 1 多切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる <input type="checkbox"/> 2 同じことを何度も言う・思う・する <input type="checkbox"/> 3 ときい忘れ書き忘れが増え、いつも探し物をしている <input type="checkbox"/> 4 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う	人柄が変わる <input type="checkbox"/> 11 意味不明なことで怒りっぽくなる <input type="checkbox"/> 12 周りへの気づかいがなくなり、横断になった <input type="checkbox"/> 13 自分の失敗を人のせいにする <input type="checkbox"/> 14 「このころ様子がおかしい」と周囲から言われた
判断・理解力が衰える <input type="checkbox"/> 5 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった <input type="checkbox"/> 6 新しいことが覚えられない <input type="checkbox"/> 7 話のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 8 テレビ番組の内容が理解できなくなった	不安感が強い <input type="checkbox"/> 15 ひとりになると怖がりたり寂しがったりする <input type="checkbox"/> 16 外出時、持ち物を何度も確かめる <input type="checkbox"/> 17 「家が空になった」と本人が訴える
時間・場所がわからない <input type="checkbox"/> 9 約束の日時や場所を間違えるようになった <input type="checkbox"/> 10 慣れた道でも迷うことがある	食欲がなくなる <input type="checkbox"/> 18 下着を替えず、臭だしなみを繰り返すようになった <input type="checkbox"/> 19 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった <input type="checkbox"/> 20 ふさぎ込んで居るするのも理由がわからない

一公益社団法人認知症の人と家族の会 作成

地域包括支援センターにご相談ください！

東部 地域包括支援センター	内電17番地 TEL 0594-24-8080	精養・立教・城東(地蔵・東野 谷中)・修徳・大成
西部 地域包括支援センター	西金井170番地 (特別養護老人ホームいこい内) TEL 0594-25-8660	桑部・在良・七和・久米
南部 地域包括支援センター	江場776番地5 TEL 0594-25-1011	日進・益世・城南・城東(東 野・東野のみ)
北部西 地域包括支援センター	多度町多度1丁目1番地1 (社会福祉協議会多度支所内) TEL 0594-49-2031	筒尾・松ノ木・大山田・ 星見ヶ丘・野田・ 藤が丘・陽だまりの丘・多度
北部東 地域包括支援センター	長男町松ヶ島66番地 (社会福祉協議会長島支所内) TEL 0594-42-2119	大和・新西方・深谷・長島
中央 地域包括支援センター	中央町2丁目37番地(市役所1階) TEL 0594-24-6104	全域

認知症地域支援推進員

徘徊模擬訓練



地元の住民さんに
徘徊高齢者役をお願いしました

若い人にもたくさん声を
かけてもらえました

のぼり旗



オレンジカフェ (認知症カフェ)



喫茶店やカフェをお借りして

認知症サポーター養成講座



企業の従業員向けの講座
(この日はヤクルトレディさん)

小学校では先生と一緒に寸劇も



お寺でも開催



「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組み（権利擁護事業1）

1. 法務と福祉との連携

- 成年後見、多重債務、悪徳商法等について、高齢者を支援するに当たり、法務と福祉とで連携して対応することは、重要。



平成25年2月13日
「高齢者虐待防止研修会」

- 平成25年2月、初めて、弁護士、司法書士、医療相談員、介護支援専門員、介護専門職、市又は地域包括支援センターの職員等の参加を得て、グループワークで事例を検討する「高齢者虐待防止研修会」を開催。
- 平成24年度には、12回にわたり、地域包括支援センターにおいて、弁護士又は司法書士の参加も得た「地域ケア会議」を開催するなど、本人又は親族による成年後見の申立てに対する援助（14件）等を通じて困難事例を解決。

法人後見及び市民後見の提供体制の整備

- 必要に応じて成年後見の開始等に関する審判を請求する市町村が地域福祉を推進する準公的団体である桑名市社会福祉協議会等と協働して一定の役割を果たさなければならないところ。



- 平成26年度には、桑名市において、桑名市社会福祉協議会に委託し、「市民後見推進事業」を実施。
 - ① 平成26年5月、学識経験者、法務経験者、医療関係者、福祉関係者等の参加を得て、「法人後見運営委員会」を開催。
 - ② 平成26年6月、「法人後見実施要綱」を作成した上で、同年11月、初めて、法人後見を受任。
 - ③ 平成27年1月内外のオピニオンリーダーを招聘し、「桑名市成年後見制度推進シンポジウム」を開催。
- 平成27年度より、桑名市社会福祉協議会において、「桑名市福祉後見サポートセンター」(仮称)を運営する予定。
 - ① 「法人後見運営委員会」の機能を「福祉後見運営委員会」(仮称)に承継。
 - ② 必要に応じ、可能な限り、法人後見を受任。
 - ③ 法務・福祉専門職団体等と連携しながら、「市民後見人養成講座」(仮称)等を開催。

法人後見及び市民後見の提供体制の整備

「桑名市福祉後見サポートセンター」開設(平成27年7月1日)

成年後見制度に関する相談、支援や情報提供を行う「桑名市福祉後見サポートセンター」を桑名市社会福祉協議会に委託し、桑名市総合福祉会館に開設しました。

市民後見人の養成にも取り組みます。

なお、桑名市社会福祉協議会に設置されていた法人後見運営委員会を「福祉後見サポートセンター運営委員会」に改称。

「桑名市福祉後見サポートセンター」開設 平成27年7月1日



「市民後見人養成講座 基礎編」(平成28年2月19日・3月4日・3月18日)

29人の参加を得て桑名市社会福祉協議会と共催で開催。

医師、弁護士、司法書士、社会福祉士等を講師とした3日間の講義を実施。市民後見人養成講座の開催は県内2番目となる取り組み。

「市民後見人養成講座 実践編『成年後見実務』」を(平成28年6月3日)

26人の参加を得て「市民後見人養成講座 実践編『成年後見実務』」を桑名市社会福祉協議会と共催で開催。

その中では成年後見人等の実務に関する講義とグループワークを実施。

高齢者福祉施設において「市民後見人養成講座 実践編『体験実習』」(平成28年8月3日)

高齢者福祉施設において市民後見人養成講座実践編『体験実習』を市内の高齢者福祉施設8ヶ所の協力を得て実施。

市民後見人養成講座 基礎編



桑名市の「在宅医療・介護連携推進事業」

在宅医療・介護連携に関する
桑名市と
近隣の市町村
及び関係の医療機関との
連携

在宅医療・介護連携に関する
在宅医療・介護サービスの
提供体制の整備

- 訪問診療に従事する
医師相互間の連携
- 訪問薬剤管理指導、
訪問看護、
訪問栄養食事指導、
訪問リハビリテーション、
訪問口腔ケア等の指示
- 在宅復帰を支援する
退院調整
- 在宅患者の急変に際しての
一時的な入院
- 病院等の地域連携

在宅医療・介護サービスの
提供に関する情報の共有

- 「主治医とケアマネジャー
(介護支援専門員)の連絡票」の
活用
- 「地域連携口腔ケアサマリー」の
活用
- 「ICT(情報技術)を活用した
「ゆめはまちゃん医療・介護
ネットワーク」の運用

在宅医療・介護連携に関する
課題の抽出及び方策の協議

- 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催
- 「桑名市在宅医療・介護連携支援調整会議」及び
「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」の開催

在宅医療・介護連携に関する
医療・介護専門職に対する研修

- 「多職種協働研修会」の開催
- 「桑名市在宅医療・ケア研究会」
(仮称)の開催
- 「桑名市地域リハビリテーション
専門職交流会」の開催
- 「桑名市病院・地域包括支援セン
ター
合同勉強会」の開催

在宅医療・介護連携に関する
相談の受付

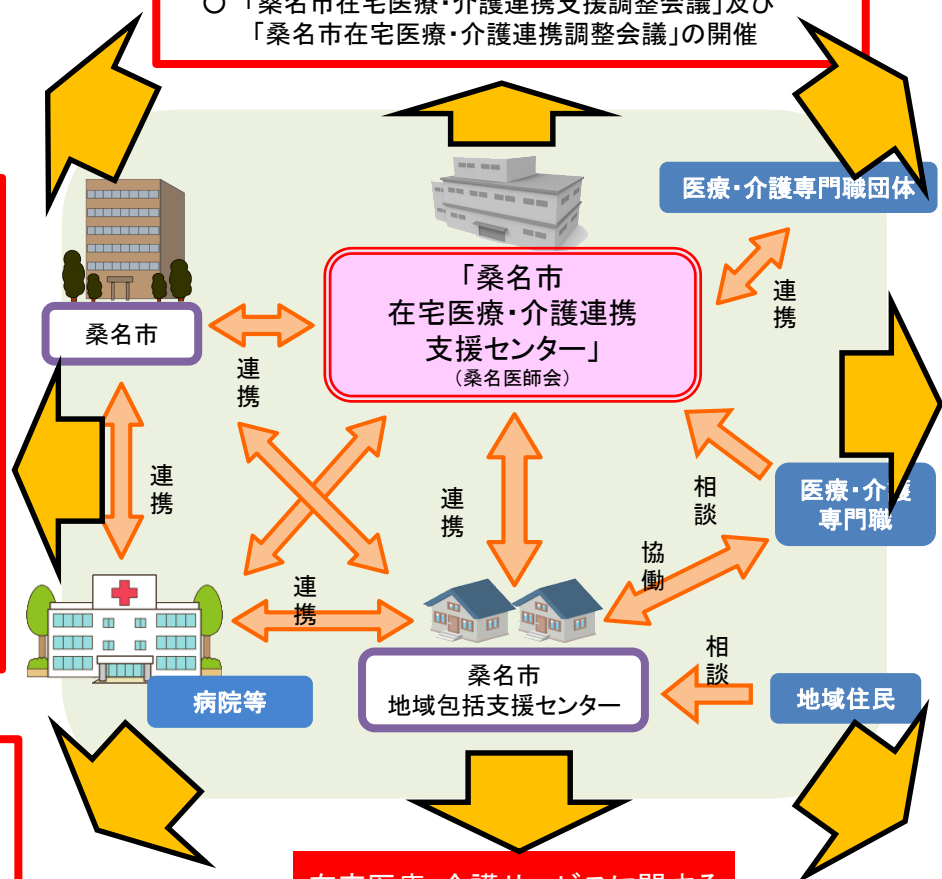
- 桑名市地域包括支援センターで
地域住民の相談を受け付けて
在宅医療・介護サービスを紹介。
- 「桑名市在宅医療・介護連携
支援センター」で
保健・医療・福祉・介護専門職の
相談を受け付けて
在宅医療・介護サービスを紹介。

在宅医療・介護連携に関する
地域住民に対する普及啓発

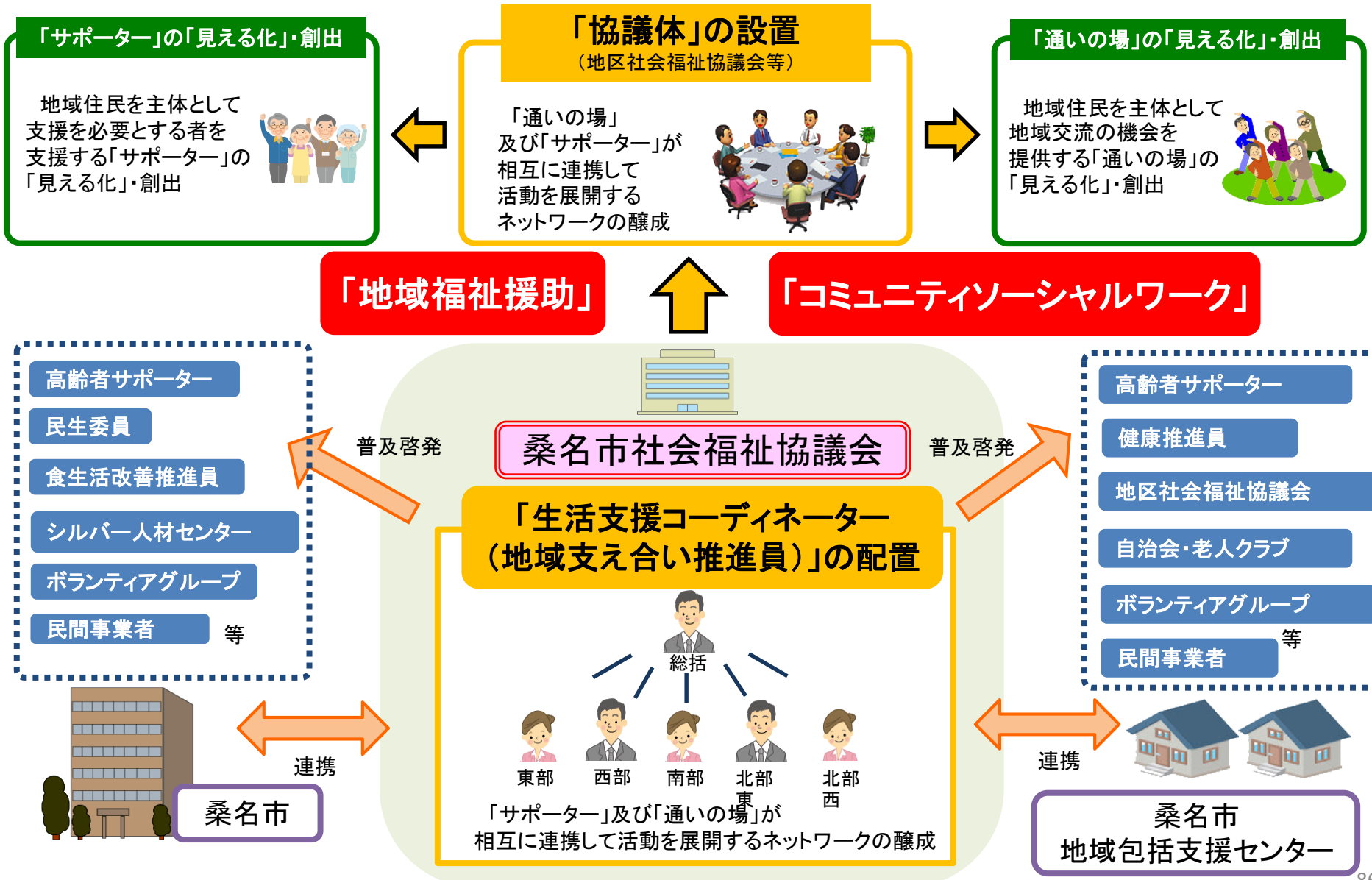
- 市民公開シンポジウムの開催
- 「地域リハビリテーション活動
支援事業」の活用
- 「介護・医療連携調整会議」
又は「運営推進会議」の活用

在宅医療・介護サービスに関する
地域資源の「見える化」

- 「くわな在宅医療・介護マップ」の公表



桑名市の「生活支援体制整備事業」



「基幹型地域包括支援センター」の機能強化に向けた取組み



なばなの里
イルミネーション
毎年11月～5月

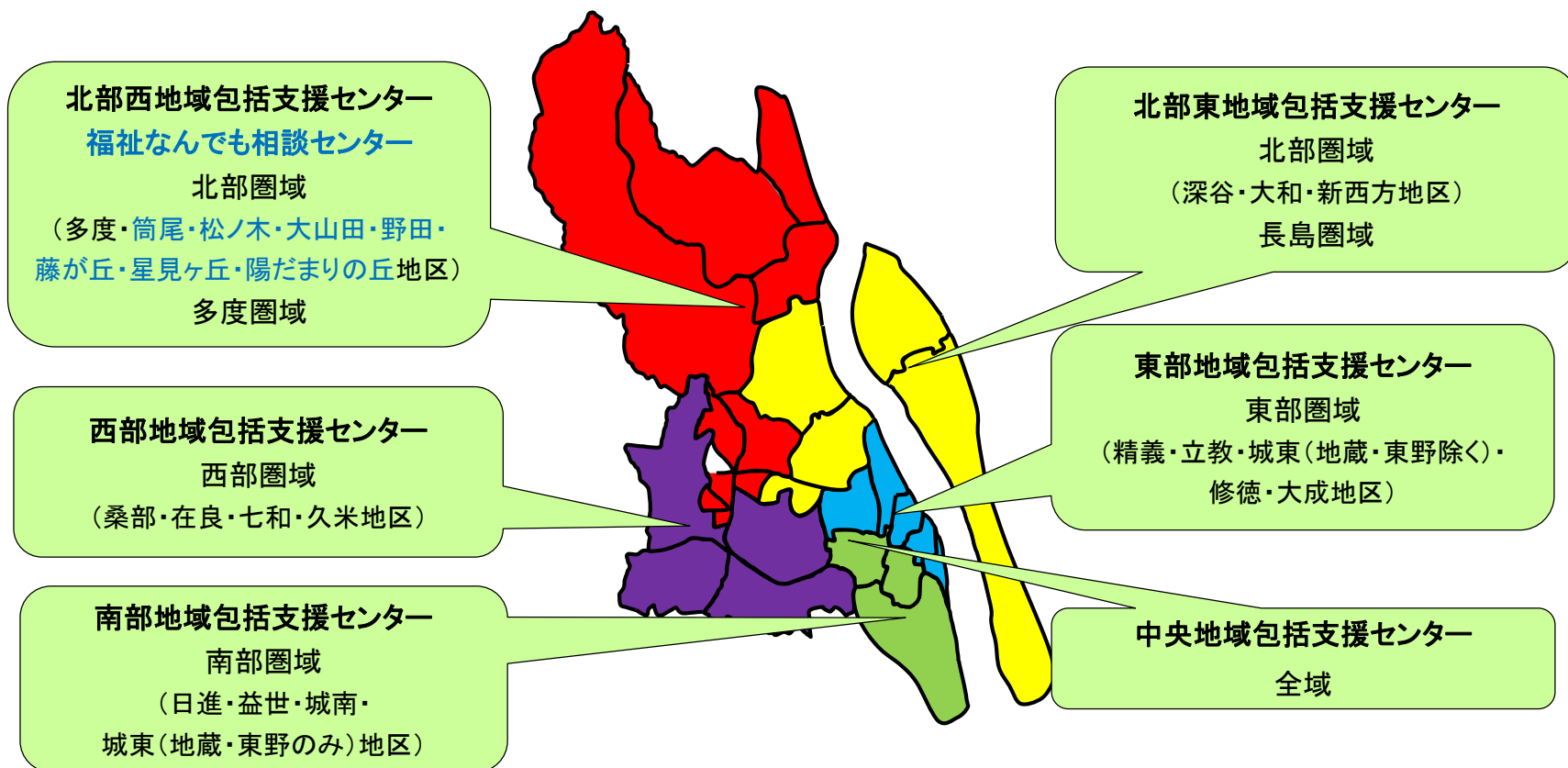


地域包括支援センター一覧

センター名	担当地区	所在地	電話番号
東部地域 包括支援センター	精義・立教・修徳・大成・ 城東(地蔵・東野を除く)	内堀17番地	24-8080
西部地域 包括支援センター	桑部・在良・七和・久米	西金井170番地	25-8660
南部地域 包括支援センター	日進・益世・城南・ 城東(地蔵・東野のみ)	江場776番地5	25-1011
北部西地域 包括支援センター	筒尾・松ノ木・大山田・星見ヶ丘・ 野田・藤が丘・陽だまりの丘・多度	多度町多度1丁目1番地 1	49-2031
福祉なんでも 相談センター 北部西地域包括支援センター(ランチ)	子ども、障害、困窮、高齢者など福祉のお困り事の ワンストップ相談窓口	桑名市大山田1丁目 7-4	41-2114
北部東地域 包括支援センター	大和・新西方・深谷・長島	長島町松ヶ島66番地	42-2119
介護予防支援室	全域	中央町2丁目37番地	24-5104

桑名市地域包括支援センターの管轄区域

- それぞれの桑名市地域包括支援センターによって担当される65歳以上人口及び75歳以上人口をおおむね平準化。



1 介護予防支援室

(基幹型地域包括支援センター)



桑名市役所

介護高齢課・・・管理情報係：資格管理・保険料他
認定審査課係：認定審査事務他
介護事業係：施設整備、事業所監査他

介護予防支援室・・・地域支援事業全般（基幹型包括、総合事業等）

- 福祉総務課・・・生活支援体制整備事業
生活支援室
- 子ども未来課
保育支援室
子ども総合相談センター
- 健康推進課・・・健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開
- 地域医療課・・・在宅医療・介護連携推進事業
- 障害福祉課
- 保険年金課

介護高齢課は、
3つの係と1つの室
から成り立っています。

平成18年 直営地域包括支援センター1か所開設

平成19年 委託地域包括支援センター4か所増設

(中央＋東部・西部・南部・北部)

平成26年4月 直営包括の担当地区を委託包括へ移管

平成27年1月 北部地域包括支援センターが2か所にわかれる

平成29年4月 ①福祉なんでも相談センターに

北部西包括支援センターブランチを設置

②中央地域包括支援センターが

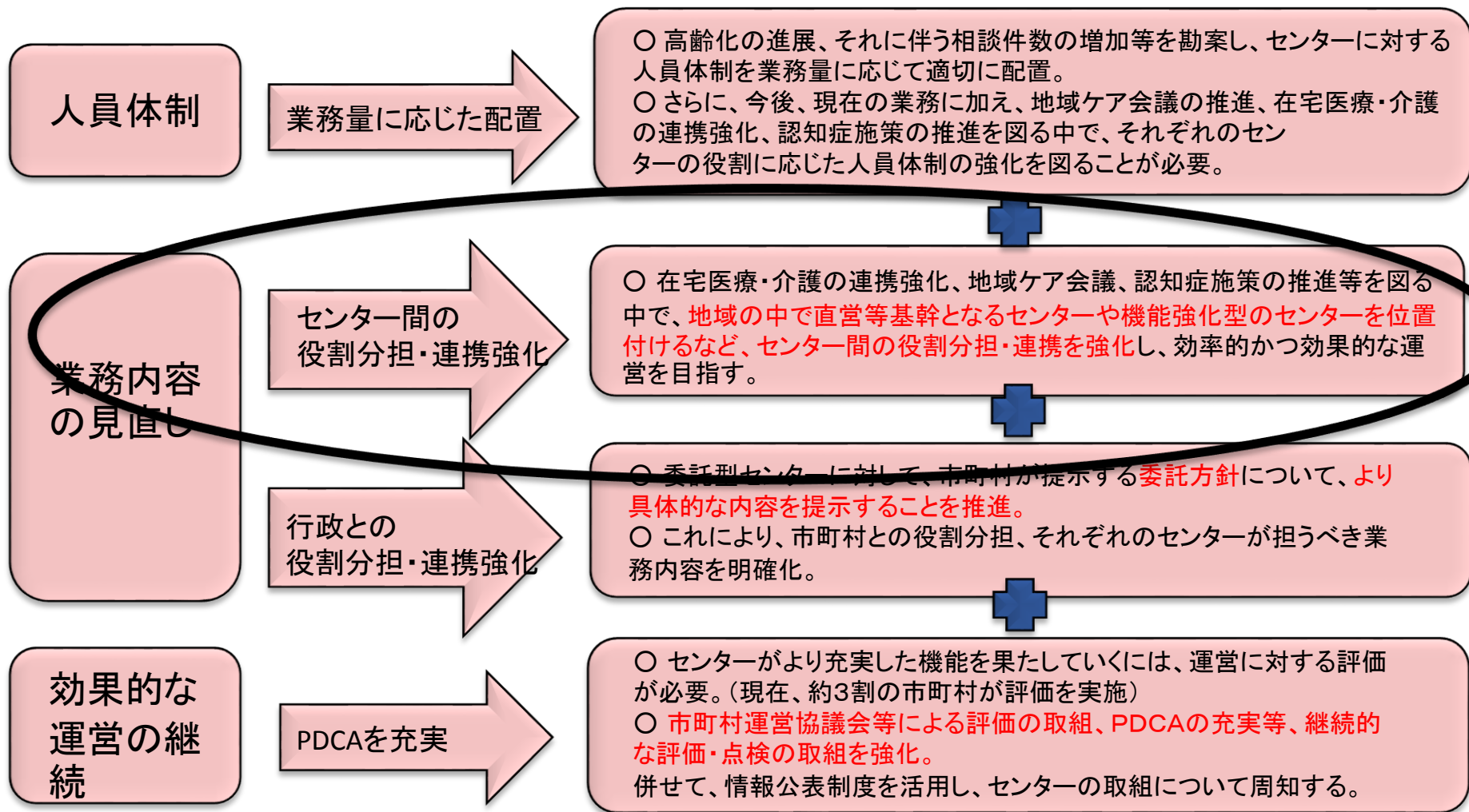
介護予防支援室へ改編



地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)



介護予防支援室(基幹型)と各地域包括支援センターとの役割分担の明確化 (業務内容の見直し センター間の役割分担・連携強化)

- 介護予防支援室(基幹型)が各地域包括支援センターに対して「マネジメント(管理)」の機能を十分に発揮する環境を整備することは、重要。



- 中央地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職が各地域包括支援センターの事業運営に対する後方支援等に集中するよう、平成26年4月より、精義地区を中央地域包括支援センターから東部地域包括支援センターへ移管。
- 高齢者を対象とする相談員について、中央地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職の事務を補佐する役割を果たすよう、平成26年4月より、中央地域包括支援センターに移管して「高齢者福祉相談員」から「地域包括支援相談員」へ改称。

【参考】「桑名市地域包括支援相談員」

- 危機の発生を前提とする「事後的な対応」から危機の発生を防止する「事前的な対応」への構造的な転換に資するよう、在宅の高齢者について、それぞれの状態像に応じ、戸別訪問等による総合相談支援を実施することは、重要。



- 平成26年4月、中央地域包括支援センターに「桑名市地域包括支援相談員」を配置。

(注)平成27年度より、5人でそれぞれの桑名市地域包括支援センターの管轄区域を担当。

- 具体的には、
 - ① 認定を受けたものの、サービスを利用しない高齢者
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータにより、「閉じこもり」で「注意」と判定された高齢者等を対象として、戸別訪問等による総合相談支援を実施。その結果に基づき、必要に応じてサービスの利用を勧奨。

(注)戸別訪問等による相談支援は、平成27年度には、3,441件。

委託包括支援センターに対する 介護予防支援室（基幹型）の役割

- ① センター間の総合調整
- ② 他地域包括支援センターの後方支援
- ③ 地域生活応援会議の運営
- ④ 効果的なセンター運営のための定期的な点検

介護予防支援室の職員の職種と主な担当業務

	役職等	主な業務	取得資格	備考
1	室長	室に関すること	社会福祉士 介護支援専門員	総合事業WG
2	係長	総合事業、計画策定		総合事業WG
3	主査	地域生活応援会議、在宅医療・介護連携推進	保健師 認知症推進員	
4	主任	総合事業、一般介護予防事業	理学療法士 介護支援専門員	総合事業WG
5	技師	認知症施策に関する事	保健師 認知症推進員	
6	主事	予算執行、総合事業		総合事業WG
7	主事	権利擁護事業	社会福祉士	
5人	地域包括 支援相談員	リスクの可能性のある方へ訪問	嘱託	

2 委託地域包括支援センター



地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)

人員体制

業務量に応じた配置

- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置。
- さらに、今後、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた人員体制の強化を図ることが必要。

業務内容の見直し

センター間の役割分担・連携強化

- 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図る中で、**地域の中で直営等基幹となるセンターや機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。**

行政との役割分担・連携強化

- 委託型センターに対して、市町村が提示する**委託方針**について、**より具体的な内容を提示することを推進。**
- これにより、市町村との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業務内容を明確化。


効果的な運営の継続

PDCAを充実

- センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する評価が必要。(現在、約3割の市町村が評価を実施)
 - **市町村運営協議会等による評価の取組、PDCAの充実等、継続的な評価・点検の取組を強化。**
- 併せて、情報公表制度を活用し、センターの取組について周知する。

人員体制 桑名市の地域包括支援センターの職員配置

- 平成27年度より、地域包括支援センターに配置される職員を平成24年度以前と比較して倍増。

	平成 19・20 年度	平成 21～24 年度	平成 25・26 年度		平成 27～29 年度
保健師又は看護師	5	5	5		10
社会福祉士	5	5	9		10
主任介護支援専門員	5	5	6		10
介護支援専門員	0	5	5		10
合計	15	20	25		40

(注) 各計数は、桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課中央地域包括支援センターの職員を除く。

<出典> 桑名市保健福祉部地域介護課中央地域包括支援センター

地域包括支援センターの職員配置

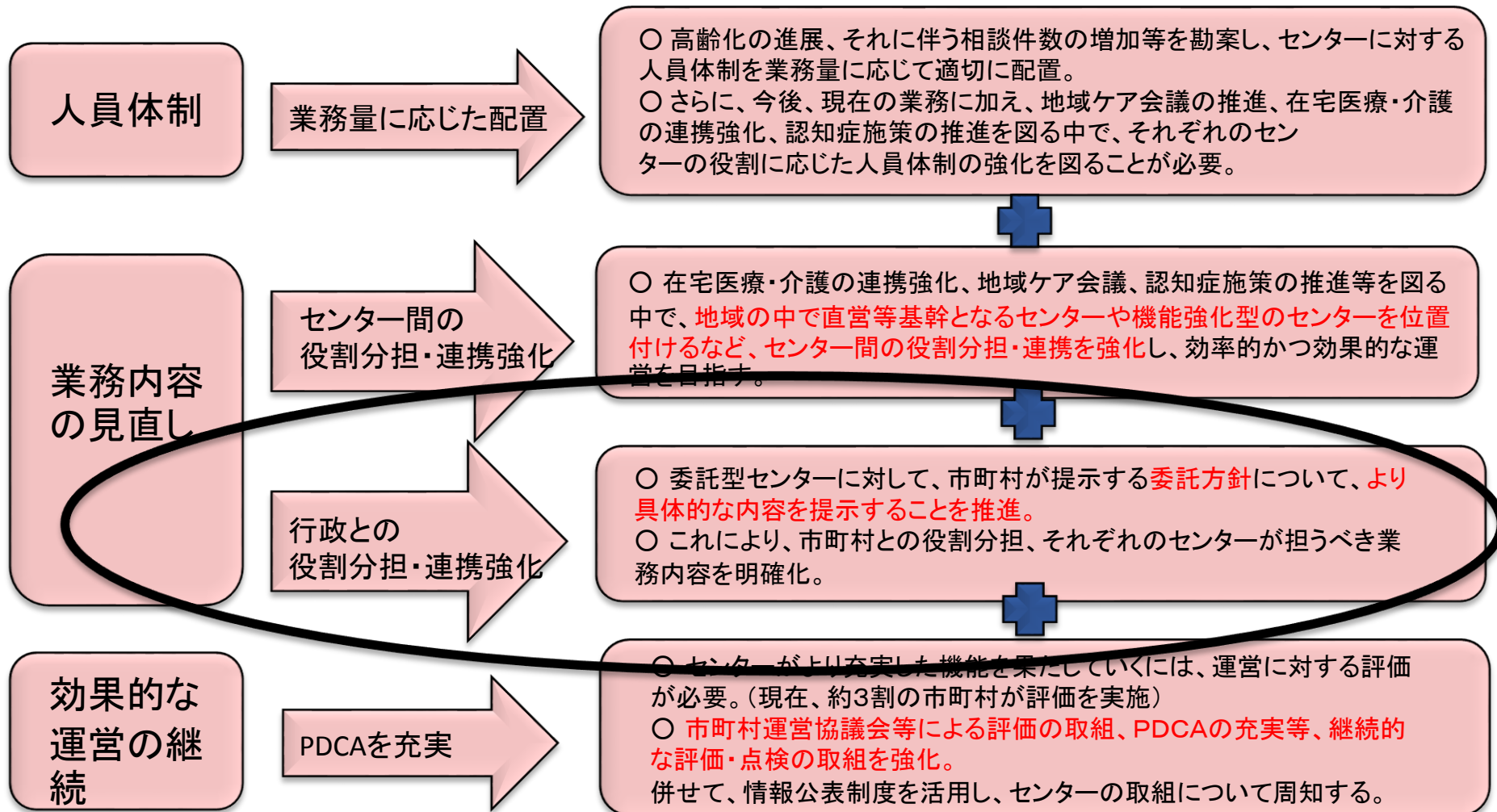
(平成29年4月1日現在) (単位:人)

名称	委託先	社会福祉士	保健師 看護師	主任介護 支援専門 員	その他(ケ アマネ・相 談員等)	合計
介護予防支援室	市	1	2	0	9	12
東部地域包括支援センター	医療法人	3	2	1	1	7
西部地域包括支援センター	社会福祉法人	2	2	1	1	6
南部地域包括支援センター	医療法人	1	2	1	2	6
北部東地域包括支援センター	社協	4	2	2	0	8
北部西地域包括支援センター	社協	2	1	1	0	4
福祉なんでも相談センター	社協	3	2	1	1	7
合計		16	13	7	14	50

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)



桑名市地域包括支援センターの事業運営方針

- 地域包括支援センターは、
介護保険の保険者である市町村の委託を受けた準公的機関。



- 平成27～29年度には、
桑名市地域包括支援センターの事業運営方針を提示。

① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底

② 高齢者の自立支援に向けた
ケアマネジメントのための「チームプレー」の励行

③ 介護予防や日常生活支援に資する
地域づくりの推進のための
「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

①地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底

- 保険者である市の委託を受けて事業を運営する準公的機関。
- 地域包括ケア計画に盛り込まれた基本理念をさまざまな機会を活用して周知。

②高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行

- 地域包括支援センターに期待される中核的な役割は、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントに対する包括的かつ継続的な支援。
- そのために3職種で高齢者それぞれの状態像に関する情報を共有し、そのうえで地域の関係者と連携・協働しなければならない。

③予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネジャー」へ

- 地域住民に対し、自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働きかける「マネジャー」へ役割を転換

【周知内容（下記について働きかけ問題意識の共有を図る）】

- 「セルフマネジメント」の重要性
- 住民主体が取り組む、健康増進や介護予防の必要性
- 住民主体の取り組みを内外に「見える化」し、共有すること

桑名市と一体的な桑名市地域包括支援センターの事業運営

- 地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づき、介護保険の保険者である市町村が自ら、又は第三者に委託して保健・福祉専門職による高齢者及びその家族に対する総合相談支援等の事業を運営する準公的機関。
(注) 地域包括支援センターの職員等は、介護保険法の規定に基づき、罰則付きの守秘義務を負うところ。
- 地域包括支援センターと地域の関係者との協働を実現する前提として、地域包括支援センターの事業運営に対する地域の関係者の信頼を確保することは、重要。

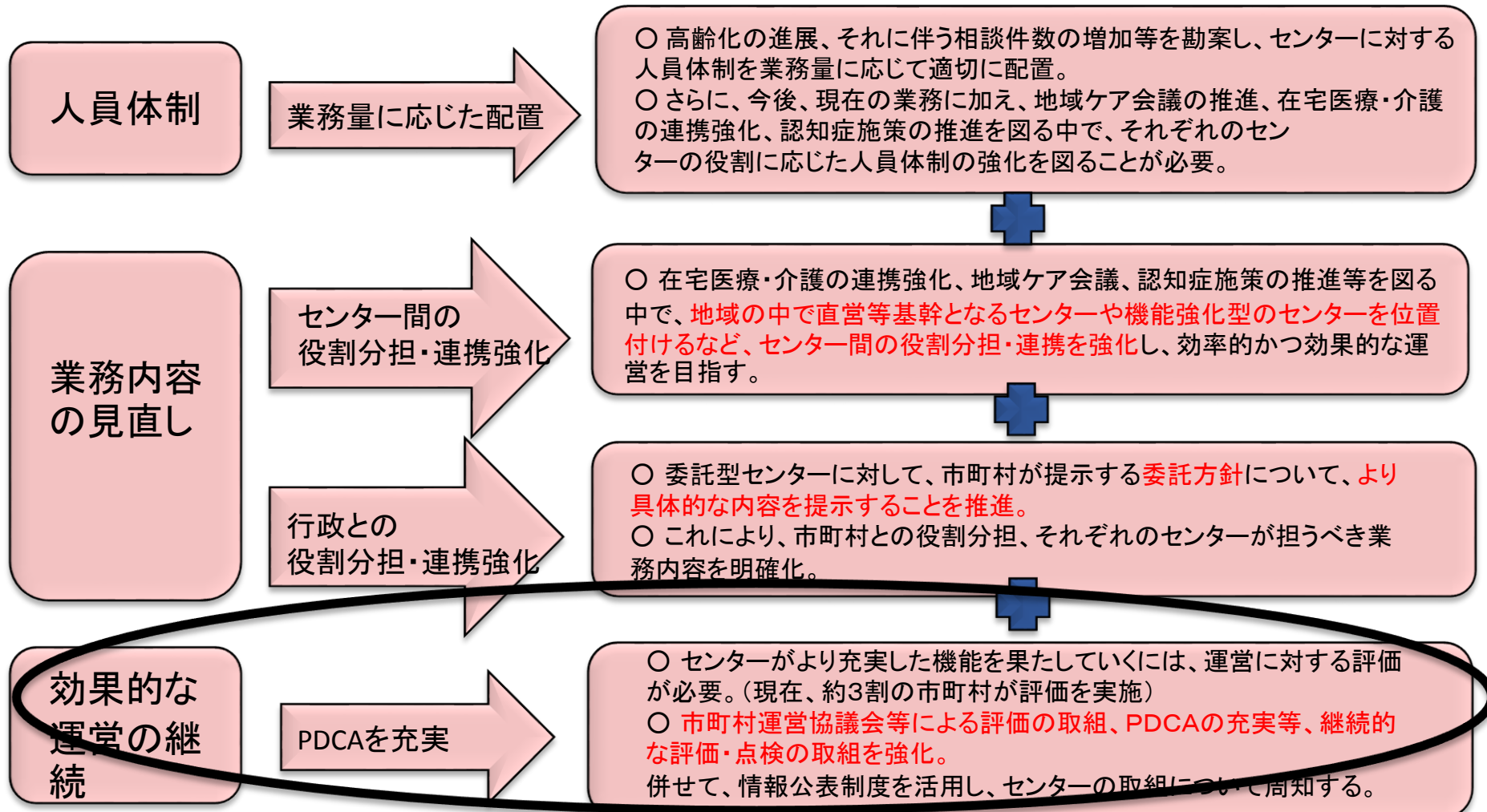


- 平成25年12月より、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対して、
 - ① 要介護・要支援認定に関するデータ
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータを提供する取扱い。
- 平成26年9月、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対し、適切、公正かつ中立な事業運営の徹底を求める通知を発出。

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)



桑名市地域包括支援センターの事業運営評価

- それぞれの桑名市地域包括支援センターのさらなる機能向上及び桑名市との連携強化を図ることは、地域包括ケアシステム構築する上において、重要。



- 平成26年介護保険法の一部改正(平成27年4月1日施行)により、地域包括支援センターの設置者による自己評価と市町村による地域包括支援センターの事業実施状況の定期的な点検等の努力義務が規定された。
- 1次評価として、平成28年2月、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」において、それぞれの地域包括支援センターより、プレゼンテーションを実施し、各委員において、審査を実施。
- 2次評価として、それぞれの桑名市地域包括支援センターに対し、評価基準項目を定めた上で、平成27年度の事業運営状況について、報告を求め、実績を評価。
- 1次評価と2次評価をそれぞれの結果を元に総合的に評価し、上位2位までの地域包括支援センターには、次年度の委託料に加算をする。

メインテーマ

- 27年度
 - ・卒業または自立に向かっているケースの取り組み
 - ・住民主体の地域づくりの取組
- 28年度
 - ・認知症初期集中支援チームでの取り組み
 - ・認知症にやさしい街づくり
- 29年度
 - ・地域課題について取り組んだこと

50点満点で
地域包括ケア推進協議会にお
いてプレゼンテーション審査



H28桑名市地域包括支援センター事業評価(二次評価)

評価項目

職員体制

職員の資質向上

介護予防ケアマネジメント

施設機能の地域展開

介護予防把握事業の推進

権利擁護事業の推進

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

地域支援の「見える化」・創出

ケア計画の理解及びセンターの自主性等



木曾三川と長島輪中

(各評価項目5点の50点満点)
保健福祉部内の職員で審査

中央地域包括支援センター機能に関する調査結果(1)28年度実施

対象者:地域介護課(現介護高齢課)

(サービス企画室、中央地域包括支援センター、兼務職員サービス関係係含む)

33人中21人回答 回答率63.6%

委託地域包括支援センター

34人中23人回答 回答率67.6%

調査期間:平成28年8月9日～15日

目的:中央地域包括支援センターに期待する機能を、委託包括および地域介護課職員(関係課を含む)がどのようにとらえているか、また具体的な意見をいただくことにより、今後の中央地域包括支援センターの運営に活かす。

内容:

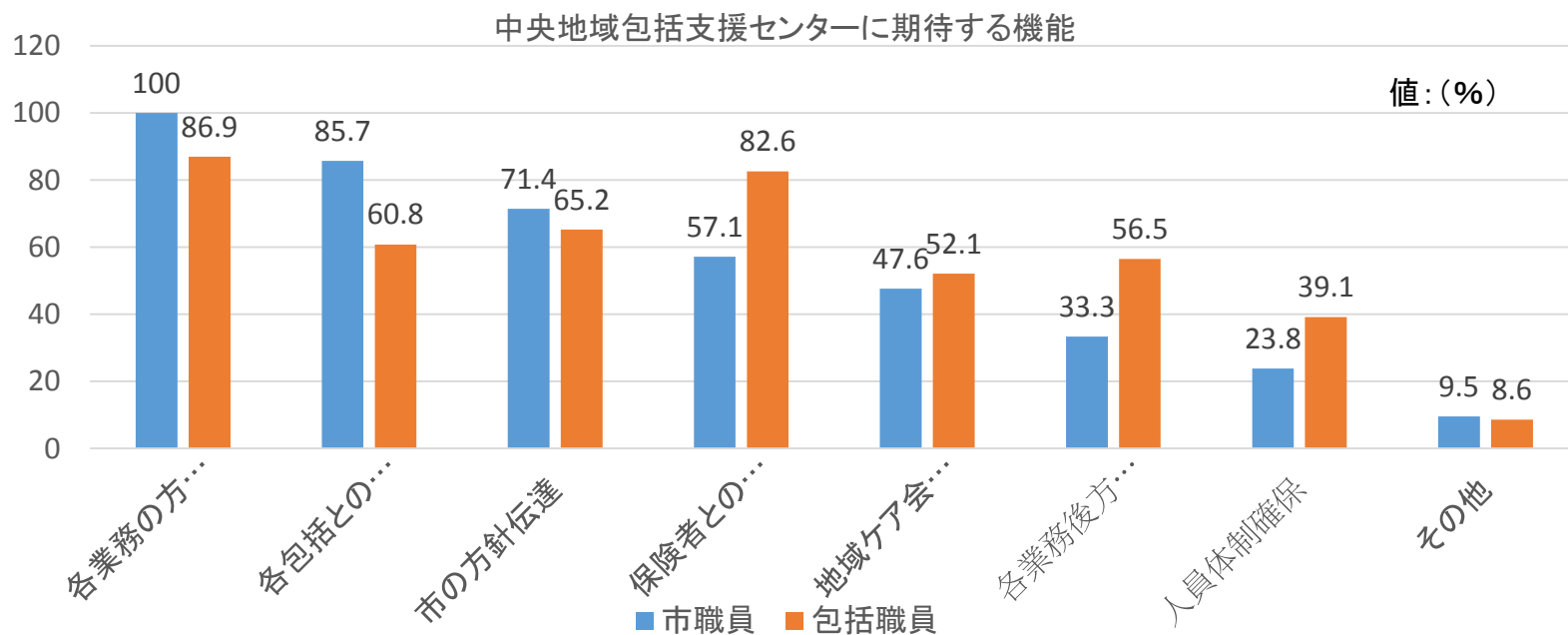
【問】 次の①～⑧で、中央地域包括支援センターに期待する項目に○を。(複数回答可)
また、優先順位の高い順に3つ○を。

- ①各業務の方向性の提示 ②各地域包括支援センターとの調整役
- ③保険者との調整役 ④市の方針の伝達 ⑤各業務の後方支援
- ⑥人員体制の確保 ⑦地域ケア会議の推進 ⑧その他

【問】 中央包括支援センターの機能について意見を。

中央地域包括支援センター機能に関する調査結果(2)

- 各業務の方向性については、市職員も委託包括職員も重要と考えている。
- 委託包括職員は、保険者との調整役を中央に担ってほしい。
- 委託包括職員は、各業務の後方支援を望んでいる。
- 市職員は、市の方針の伝達が重要と考え、その調整役を中央に望んでいる。



	1位	2位	3位
市職員	各業務の方向性の提示	各地域包括支援センターとの調整役	市の方針の伝達
包括職員	各業務の方向性の提示	保険者との調整役	各業務の後方支援

後方支援の内容(自由記載から)

- 困難事例。
- 利用者に制度説明をしても理解して頂けない時に同行し、市として説明いただきたい。
- 認知症初期集中支援事業。
- 市の他機関との調整、新しい情報の伝達、研修案内。
- 地域づくり。
- 居宅介護支援事業所ケアマネへの研修や教育。

中央包括の機能への意見(自由記載から)

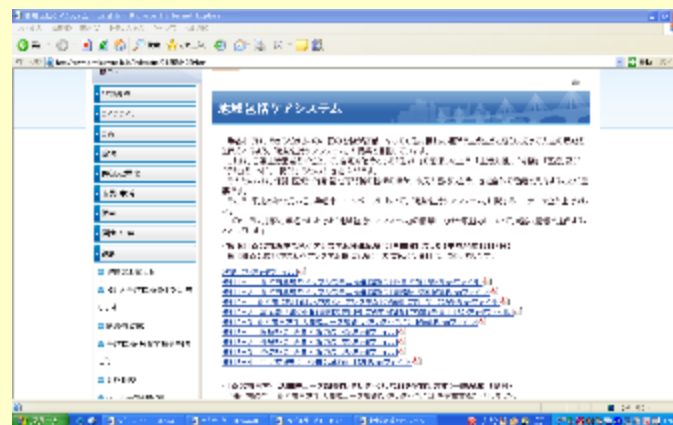
- 医師会とのパイプ役。
- 各包括への連絡、調整。
- 総合相談をうけての最終的な役割。
- 包括の業務実態を把握し一定の水準を保てるよう調整・助言。
- 方向性、目指す量を目標値でもよいので示してほしい。
- 利用者へ市から直接説明する機会を設けてほしい。
- 市民に対し、広報、HPなどで地域包括ケアシステム、通いの場等を周知。
- 各業務の方向性の提示をしっかりとしてほしい。

「地域包括ケアシステム」に関する桑名市ホームページ

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、地域住民も含め、「オール桑名」で問題意識を共有することは、重要。
- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みについて、内外に対する「見える化」を図ることは、重要。



- 平成25年12月、桑名市ホームページにおいて、「地域包括ケアシステム」に関するコーナーを特設。
- それ以降、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催資料及び議事録など、幅広く情報を提供。



今、考えずにいつ考える？ 「地域包括ケアシステム」



511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地
桑名市役所 地域介護課 介護予防支援室
[Tel:0594-24-5104](tel:0594-24-5104) fax:0594-24-3133
kaigom@city.kuwana.lg.jp